○廿日市市広告掲載要綱

平成１９年３月２８日
告示第４５号

（目的）

第１条　この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して必要な事項を定めることにより、広告掲載による市の新たな財源を確保し、もって市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　広告媒体　次のアからウまでに掲げる市の資産のうち、広告掲載が可能なものをいう。

ア　市が発行する印刷物

イ　市のホームページ

ウ　その他広告媒体として活用できる資産で市長が別に定めるもの

(2)　広告掲載　広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

（一部改正〔平成２５年告示２３５号・２８年７２号〕）

（広告掲載の範囲）

第３条　次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

(1)　法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2)　公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3)　政治性又は宗教性のあるもの

(4)　人権侵害、差別若しくは名誉毀損となるもの又はそのおそれがあるもの

(5)　社会問題についての主義主張

(6)　他人を誹謗し、中傷し若しくは排斥するもの又はそのおそれがあるもの

(7)　投機心若しくは射幸心をあおるもの又はそのおそれがあるもの

(8)　内容が虚偽若しくは誇大であるなど過度の宣伝に該当するもの又はそのおそれがあるもの

(9)　青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの

(10)　個人又は法人の名刺広告

(11)　本市の推進している施策に反するもの

(12)　前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

２　前項に規定するもののほか、広告掲載に関し必要な規準は、市長が別に定める。

（一部改正〔平成２５年告示２３５号〕）

（広告媒体の種類）

第４条　広告掲載を行う広告媒体の種類は、それぞれの当該広告媒体を取り扱う主管部局の長（以下「主管部長」という。）が別に定める。

（一部改正〔平成２５年告示２３５号・２８年７２号〕）

（広告の規格等）

第５条　広告の規格、掲載位置等は、当該広告媒体ごとに主管部長が別に定める。

（広告募集方法等）

第６条　広告募集方法、広告掲載料及び選定方法については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、主管部長が別に定める。

（広告の審査）

第７条　主管部長は、広告媒体に掲載する広告に関する審査を行い、その可否を決定する。

２　主管部長は、前項の可否に関して疑義が生じた場合において、次条に規定する廿日市市広告審査会に意見を求めることができる。

（全部改正〔平成２５年告示２３５号〕、一部改正〔平成２８年告示７２号〕）

（審査機関）

第８条　広告媒体に掲載する広告の可否を審査し、意見を述べるため、廿日市市広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

２　審査会は経営企画部長が主宰し、経営企画部プロモーション戦略課長、経営企画部経営政策課長、経営企画部財政課長、生活環境部人権・市民生活課長、産業部産業振興課長、教育部生涯学習課長及び必要に応じて経営企画部長が指名する職員をもって構成する。

（追加〔平成２５年告示２３５号〕、一部改正〔平成２８年告示７２号・２９年６４号・３１年８６号・令和４年２２５号・６年１５８号〕）

（会議）

第９条　審査会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて経営企画部長が招集し、その議長となる。

２　会議の議事は過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３　経営企画部長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（追加〔平成２５年告示２３５号〕、一部改正〔平成２８年告示７２号・３１年８６号〕）

（庶務）

第１０条　審査会の庶務は、経営企画部プロモーション戦略課において処理する。

（追加〔平成２５年告示２３５号〕、一部改正〔平成２８年告示７２号・３１年８６号・令和４年２２５号〕）

（その他）

第１１条　この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

（一部改正〔平成２５年告示２３５号〕）

附　則

この要綱は、平成１９年３月２８日から施行する。

附　則（平成２５年１２月２７日告示第２３５号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（平成２８年４月１日告示第７２号）

この告示は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年４月１日告示第６４号）

この告示は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成３１年３月２９日告示第８６号）

この告示は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和４年９月１日告示第２２５号）

１　この告示は、令和４年９月１日から施行する。

附　則（令和６年４月１日告示第１５８号）

この告示は、令和６年４月１日から施行する。